

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 勝俣 昇)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁での調査		
年 月 日	令和6年4月2日～	年 月 日	金 額 4,250円

目 的	障害者支援に関して担当課への調査
使 途	交通費（高速代）
政務活動・ 県政との 関 連 性	予算要望により県政への反映を図る為。

≪領収書貼	<table><tr><td> ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 新御殿場 料金所(至) 新静岡 24年 4月 2日 10時 9分 通行料金 ￥2,160- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A02404-020796-685317 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 </td><td> ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 新静岡 料金所(至) 御殿場 24年 4月 2日 13時36分 通行料金 ￥2,090- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A02404-020950-387312 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 </td></tr></table>	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 新御殿場 料金所(至) 新静岡 24年 4月 2日 10時 9分 通行料金 ￥2,160- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A02404-020796-685317 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 新静岡 料金所(至) 御殿場 24年 4月 2日 13時36分 通行料金 ￥2,090- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A02404-020950-387312 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 新御殿場 料金所(至) 新静岡 24年 4月 2日 10時 9分 通行料金 ￥2,160- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A02404-020796-685317 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 新静岡 料金所(至) 御殿場 24年 4月 2日 13時36分 通行料金 ￥2,090- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A02404-020950-387312 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。		

案分の理由 全て政務活動	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,250円	100%	4,250円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・勝俣 昇)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県政報告書の作成及び折込代		
年 月 日	令和6年4月5日～	年 月 日	金 額 613,582円

目 的	県民に、私の政務活動に対する理解と県政に対する関心を高めてもらうため
使 途	印刷代 (新聞折込代含む)
政務活動・ 県政との 関連性	報告書を通じ県民の県政への関心を高めることで県民の意見を徴収し県政に反映する

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

エビスLLC エビスLLC エビスLLC エビスLLC エビスLLC エビスLLC エビスLLC エビスLLC	
領 収 証	
No 000752	
2024年 4月 5日	
勝俣 昇 様	
¥ 613,582 -	
但し 県政レポート印刷代	
上記の金額正に領収いたしました	
収入金内訳	エビスLLC エビス合同会
現金 ☒	登録番号 T9080103000542
小切手 ☐	静岡県御殿場市二枚橋312-1 ☎0550-70-0022 Fax0550-70-0246
手形 ☐	
振込 ☐	
税率区分	消費 税 金額(税抜)
10%対象	55,280 567,802
軽減8%対象	
エビスLLC エビスLLC エビスLLC エビスLLC エビスLLC エビスLLC エビスLLC エビスLLC	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	613,582円	100%	613,582円

請求書

伝票No. 00003734

売上日 2024年04月02日

PAGE 1

登録番号T9080103000542

勝俣昇 様

振込先口座

沼津信用金庫小山支店

普通1051313

静岡銀行御殿場支店

普通0947787

富士伊豆農協ぐみざわ支店

普通0082182

エビスLLC

エビス合同会社

代表社員 戸栗 哲平

御殿場市二枚橋312-1

TEL.0550-70-0022

FAX.0550-70-0246



下記の通り御請求申し上げます。

商 品 名	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
県政レポート Vol. 27 3月号	48,670	枚		415,000	
折込料3/23 御殿場13600枚・神山390枚・小山2200枚・須走400枚	16,590	枚	3	49,770	
ホーステイング代3/27 御殿場26192枚・小山5888枚	32,080	枚	2.9	93,032	
		税抜額	557,802	消費税額 (10%)	55,780
				合計	613,582

納品書

伝票No. 00003734

売上日 2024年04月02日

PAGE 1

登録番号T9080103000542

勝俣昇 様

エビスLLC

エビス合同会社

代表社員 戸栗 哲平

御殿場市二枚橋312-1

TEL.0550-70-0022

FAX.0550-70-0246



商 品 名	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
県政レポート Vol. 27 3月号	48,670	枚		415,000	
折込料3/23 御殿場13600枚・神山390枚・小山2200枚・須走400枚	16,590	枚	3	49,770	
ホーステイング代3/27 御殿場26192枚・小山5888枚	32,080	枚	2.9	93,032	
		税抜額	557,802	消費税額 (10%)	55,780
				合計	613,582

受領書

伝票No. 00003734

売上日 2024年 4月 2日

PAGE 1

勝俣昇 様

エビスLLC

エビス合同会社

代表社員 戸栗 哲平

御殿場市二枚橋312-1

TEL.0550-70-0022

FAX.0550-70-0246



商 品 名	数 量	単位	受 領 印
県政レポート Vol. 27 3月号	48,670	枚	
折込料3/23 御殿場13600枚・神山390枚・小山2200枚・須走400枚	16,590	枚	
ホーステイング代3/27 御殿場26192枚・小山5888枚	32,080	枚	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 勝俣 昇)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	参考書籍購入		
年 月 日	令和6年4月5日～	年 月 日	金 額 11,440円

目 的	国及び全国自治体の政策調査
使 途	時事行財政情報 (JAMP) の購読料 4冊分
政務活動・ 県政との 関 連 性	先進的な施策に取り組む自治体を調査し県政への施策展開の参考とする

《領収書貼付枠》

JAキャッシュサービス
ご利用明細票

毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。
どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

取引金融機関・店	取扱い金融機関・店	機番	通番
	6345508	61	0026
取扱日	口座番号等		
06-04-05			
お取引内容	お振込み		
手数料	¥440	お取引金額	¥11,000
おつり		お取引後残高	
時刻	10:03		
お支払可能残高			

みずほ銀行
内幸町営業部
普通 1598455
か) ジェッツウシンシャ様
カツマタノホル様

0550-78-0155

*印紙税申告納

*税務署承認済

JAバンク

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	11,440円	/	11,440円
		100%	

〒410-1325

静岡県駿東郡小山町一色 7 1 8

静岡県議会議員
勝俣 昇 様
お客様番号

請求書

静岡県議会議員
勝俣 昇 様
請求金額 11,000円
(消費税等 1,000 円を含む)
請求期間 令和 6年 4月 1日~令和 6年 4月 30日
(支払期日 令和 6年 4月30日)
請求日
請求番号 4116927

▼この件についてのお問い合わせ先
静岡総局 (TEL:054-252-1823)

種類	配信先 (敬称略)	数量	月額	月数	請求金額
JAMP(時事行財政情報エ)	静岡県議会議員 勝俣 昇	1	10,000	1	10,000
		10%	【対象金額】 【消費税等】		10,000 1,000

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。
発行責任者 経理局長 連絡先 03-3524-6081
事務担当者 集計部長 連絡先 03-3524-6100

下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 カジジツカシツヤ」です。

みずほ銀行 内幸町営業部 普通 1598455
三井住友銀行 日比谷支店 普通 0930051
三菱UFJ銀行 虎ノ門支店 普通 2043260
りそな銀行 虎ノ門支店 普通 2071079
横浜銀行 新橋支店 普通 0125917

〒104-8171
東京都中央区銀座5丁目15番8号
株式会社 時事通信
代表取締役社長 克彦
電話 03(662-0000) 11 番代
登録番号: T7010001018703

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 勝俣 昇)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	鮎沢川・酒匂川流域を語る会での意見交換		
年 月 日	令和6年4月4日～	年 月 日	金 額 5,000円

目 的	災害復旧状況を確認し合い治山事業等の推進を図るため
使 途	参加費
政務活動・ 県政との 関 連 性	意見交換により県政への反映を図る為。

《領収書貼付枠》

領 収 書	
静岡県議会議員 勝俣 昇 様	
金額	¥ 6, 0 0 0
但 鮎沢川・酒匂川流域を語る会会費として	
令和 6年 4月 4日	
上記正に領収いたしました。	
(事務局)	
静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2	
小山町企画総務部 企画政策課	
課長 勝又徳之	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
飲食を伴う振興に限 による	5,000円	100%	5,000円

指針様式第 1 号

活 動 概 要 書（会議・懇談会参加）令和 6 年 4 月 4 日

会派名・議員氏名 自民改革会議 勝俣 昇

活 動 名	鮎沢川・酒匂川流域を語る会			
活動概要	1 参加日時 令和 6 年 4 月 4 日 2 場 所 富士霊園富士見会館 3 参 加 者 鮎沢川・酒匂川流域各自治体首長・議会議員 静岡県・神奈川県各農林・土木事務所職員 森副知事 静岡・神奈川県議会議員 4 内 容 平成 22 年及び令和元年の台風で山地崩壊や土砂災害等、甚大な被害を受けた鮎沢川・酒匂川流域に於いて、災害復興状況を静岡県・神奈川県両県で確認し合う場として鮎沢川・酒匂川流域を語る会を実施している。 今回は国の直轄事業及び静岡県・小山町の治山等整備状況について各担当者から説明を受け、両県で意見交換を行った。 ※ 全て公務活動のため、按分率は、$\frac{1}{2} \cdot \frac{1}{3} \cdot \frac{10}{10}$とする。 なお、飲食を伴う会議・懇談会の会費は、充当上限額を 5,000 円とする。			
経 費	項 目	政務活動費支出額	領収書番号	内 容
	参加費	5,000	1-14-4-4	語る会参加費 6,000 円
	合 計	5,000		
備 考				

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 勝俣 昇)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁での調査		
年 月 日	令和6年4月4日～	年 月 日	金 額 4,320円

目 的	事務処理
使 途	交通費（高速代）
政務活動・ 県政との 関 連 性	調査により県政への反映を図る為。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  料金所(自) 新御殿場 料金所(至) 新静岡 24年 4月 4日 12時39分 通行料金 ¥2,160- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A04404-041409-003215 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新御殿場 24年 4月 4日 16時 1分 通行料金 ¥2,160- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A04404-041563-607512 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。
--	--

案分の理由 全て政務活動	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,320円	100%	4,320円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 勝俣 昇)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁での調査		
年 月 日	令和6年4月8日～	年 月 日	金 額 4, 2 5 0 円

目 的	事務処理
使 途	交通費（高速代）
政務活動・ 県政との 関 連 性	調査により県政への反映を図る為。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 新御殿場 料金所(至) 新静岡 2 4 年 4 月 8 日 1 4 時 3 6 分 通行料金 ￥ 2, 1 6 0 - (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A06404-083469-713221 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 新静岡 料金所(至) 御殿場 2 4 年 4 月 8 日 1 8 時 0 分 通行料金 ￥ 2, 0 9 0 - (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A06404-083478-995322 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。
--	--

案分の理由 全て政務活動	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4, 2 5 0 円	100%	4, 2 5 0 円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 勝俣 昇)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁での調査		
年 月 日	令和6年4月11日～	年 月 日	金 額 4,250円

目 的	浜岡原子力発電所の調査			
使 途	交通費（高速代）			
政務活動・ 県政との 関 連 性	調査により県政への反映を図る為。			
《領収書貼付枠》				
<table><tr><td> ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中日本 料金所(自) 新御殿場 料金所(至) 新静岡 24年 4月11日 11時51分 通行料金 ￥2,160- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A09404-114085-313429 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。 </td><td> ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中日本 料金所(自) 新静岡 料金所(至) 御殿場 24年 4月11日 17時18分 通行料金 ￥2,090- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A09404-114100-332826 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。 </td></tr></table>			ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中日本 料金所(自) 新御殿場 料金所(至) 新静岡 24年 4月11日 11時51分 通行料金 ￥2,160- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A09404-114085-313429 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中日本 料金所(自) 新静岡 料金所(至) 御殿場 24年 4月11日 17時18分 通行料金 ￥2,090- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A09404-114100-332826 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。
ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中日本 料金所(自) 新御殿場 料金所(至) 新静岡 24年 4月11日 11時51分 通行料金 ￥2,160- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A09404-114085-313429 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中日本 料金所(自) 新静岡 料金所(至) 御殿場 24年 4月11日 17時18分 通行料金 ￥2,090- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A09404-114100-332826 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。			

案分の理由 全て政務活動	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,250円	100%	4,250円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・勝俣 昇)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	倫理経営講演会での意見交換		
年 月 日	令和6年4月15日～	年 月 日	金 額 2,000円

目 的	处世方法の意見交換
使 途	参加費
政務活動・ 県政との 関 連 性	県政運営における处世方法を学び良好な活動に繋げる為。

《領収書貼付枠》

No. 00084

領 収 書

令和6年 4 月 15 日

勝俣 昇 様

金 額 ￥2,000-

但し、倫理経営講演会チケット代として
10%対象：2,000円
内消費税額：181円

一般社団法人 倫理研究所
東京都千代田区紀尾井町4-5
TEL. 03-3264-2253

御殿場市倫理法人会
登録番号：T8010005003510

案分の理由 全て政務活動	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,000円	100%	2,000円

指針様式第1号

活 動 概 要 書 (会議・懇談会参加) 令和6年4月15日 会派名・議員氏名 自民改革会議 勝俣 昇				
活 動 名	令和6年度 倫理経営講演会 経営力を磨く一時代が求める心の経営―			
活動概要	1 参加日時 令和6年4月15日 2 場 所 the gotembakan 3 参 加 者 倫理法人会会員 4 内 容 ・千葉県柏の葉倫理法員会 訪印レクチャラー XXXXXXXXXX 講演内容 あきらめない心 事業経営の失敗を、心の持ち様で再起させた経験談を講演した ・千葉県松戸市(株)ハナノイ代表取締役 花野井勝浩氏 講演内容 経営力を磨く 経営の経は、心の持ち方 心の持ち様で、環境が変わることを、実践活動事例を交えながら講演した。 ※ 全て公務活動のため、按分率は、1/2・1/3・<u>10/10</u>とする。 なお、飲食を伴う会議・懇談会の会費は、充当上限額を5,000円とする。			
経 費	項 目	政務活動費支出額	領収書番号	内 容
	参加費	2,000	1-14-4-8	講演のみ
	合 計	2,000		
備 考				

指針様式第2号

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・勝俣 昇)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料		
年 月 日	令和6年4月16日～	年 月 日	金 額 32,450円

目 的	調査研究など政務活動を行うための移動手段
使 途	令和6年4月分リース料
政務活動・ 県政活動	※重量税は「0円」です。



領収証 No.B 027542

領 収 証

発行日 2024年 4 月 16 日

勝俣 昇 様

金 額	百万	千	円
	¥	64900	0

消費税 10% ¥5,900 円を含む

但し	1. レンタカー代 2. 安心Wプラン代 3. ワンウェイ料金 4. 燃料代 5. ETC代 (通行料・カードレンタル代) ⑥ リース料 (13 回目) 7. として
----	--

発行部署コード	676
契約/貸渡No(予約No)	
入金内訳	1 現金 3 クレジットカード (カード) ⑨ その他 (トヨタファイナンス)
備考	トヨタファイナンス 令和6年4月2日 トヨタファイナンス口座引き落とし分

上記の通り正に領収致しました。



株式会社トヨタレンタリース静岡
〒422-8009
静岡県静岡市駿河区弥生町2-74
TEL: 0120-500-732 (代)



※自動車保険料について、保険会社所定の領収証
がお客様のお手許に届いた際には、この領収証は
無効となります。

※本領収証に社印、係印なきもの、或いは日付・
金額訂正したもの及び複写でないものは無効とし
ます。



案分の理由 後援会と按分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	64,900円	1/2	
		%	32,450円

LA071R

頂き充分にご納得の上、ご署名(記名・捺印)ください。114-4-7
個人情報の取扱いにつきましては添付の【個人情報の取扱い】に記載しております。

令和 5 年 1 月 19 日

借受人(甲) (所在地、名称、代表者)

静岡市駿河区小黑1丁目8番20号

株式会社トヨタレンタリース静岡

代表取締役 内田 浩之

連帶保證人 (住所・氏名・職業)

車帶保証人(住所・氏名・職業)

貸渡人（以下乙という）と借入人（以下甲という）ならびに運轉借入人は、下記（1）記載の自動車（以下自動車という）のリースについて、下記条件ならびに添付文書のとおり契約を締結します。

新車登録費 ファイナンス		特別仕様 プラチナ・ブラック 707マシナリックス 941ハイル ETCデビット 本車に代	
(1) 自	車名	プリウス Z 2WD CVT MXWH60-AHXHB	
動	登録番号	5年 4月 19日	
車	初年度登録	5年 4月 19日	
明	使用の本拠地	静岡県東郡小山町一色718	
細	保管場所	*	
(2) リース期間		令和 5年 4月 19日 ~ 令和 8年 4月 18日 36ヶ月	
リース料		毎月 59,000 円 (税別) 2,124,000 円	
消費税		毎月 5,900 円 (税別) 212,400 円	
(3) 支払月額		毎月 64,900 円 (税別) 2,336,400 円	
(4) 支払期日		第 1 回 ~ 第 3 回 令和 5年 6月 2日 支払 第 4 回 令和 5年 7月 2日 支払 第 5 回 ~ 第 35 回 1ヶ月毎 2日 支払 第 36 回 令和 8年 3月 2日 支払	
(5) 前払金		元金万法 第 1 回 1回 1回 1回	
(6) 保証金		元金万法 第 1 回 1回 1回 1回	
(7) 支払方法		トヨタクレジット	
(8) リース料に含まれる項目		登録納車費用 X 事故修理 (車両保険付保時) 自動車税環境性能割 X オイル交換 自動車重量税 X バッテリー交換 自動車賠償責任保険 自動車税 (種別割) X X 道路費・運送サービス X 任意保険 X 車検 (定期点検整備及び継続検査) X 法定定期点検整備 X X プロテクト10 X 一般修理	
(9) 規定損害金		基本部 3,313,744 円 毎月月額 48,134 円	
(10) 引渡予定日		令和 5年 4月 22日	
(11) 引渡場所		使用の本拠地	
(12) 走行距離		1,500 km/月 (13) 超過走行料	
(14) 残価の精算		しない (予定残価)	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 勝俣 昇)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁での調査		
年 月 日	令和6年4月18日～	年 月 日	金 額 4,320円

目 的	県庁での事務処理
使 途	交通費（高速代）
政務活動・ 県政との 関 連 性	調査により県政への反映を図る為。

《領収書貼付》

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 新御殿場 料金所(至) 新静岡 24年 4月18日 9時24分 通行料金 ￥2,160－ (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A16404-184371-157629 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新御殿場 24年 4月18日 12時56分 通行料金 ￥2,160－ (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A16404-184380-116129 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
---	---

案分の理由 全て政務活動	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,320円	100%	4,320円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・勝俣 昇)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁での調査及び静岡県土地家屋調査士会沼津支部総会での意見交換		
年 月 日	令和6年4月19日～	年 月 日	金 額 4,540円

目 的	県庁での事務処理及び土地家屋調査士との意見交換
使 途	交通費（高速代）
政務活動・ 県政との 関連性	調査により県政への反映を図る為。

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  料金所(自) 新御殿場 料金所(至) 新静岡 24年 4月19日 9時25分 通行料金 ￥2,160- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A03404-193136-276911 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  料金所(自) 日本平久能山 料金所(至) 沼津 24年 4月19日 15時57分 通行料金 ￥1,670- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A03404-193441-529814 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  料金所(自) 長泉沼津 料金所(至) 新御殿場 24年 4月19日 18時33分 通行料金 ￥710- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A03404-193590-079819 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
--	--	--

案分の理由 全て政務活動	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,540円	100%	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 勝俣 昇)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	2024 年度静岡県防衛協会東部支部定期総会での意見交換 長久保親会		
年 月 日	令和6年4月26日～	年 月 日	金 額 5,000円

目 的	防衛協会の諸事業を通し国防・災害派遣等の自衛隊任務の現状を把握するため
使 途	参加費
政務活動・ 県政との 関 連 性	意見交換により県政への反映を図る為。

《領収書貼付枠》

領 収 書

No. _____

勝 俣 昇 様 2024 年 4 月 26 日

¥ 8,000-

収入
印紙

但 防衛協会東部支部総会参加費として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額(%)

静岡県防衛協会東部支部
事務局 御殿場市萩原154-26
電話 0550-81-5685 FAX 0550-81-5686



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
飲食に伴う指針に よる	5,000円	100%	5,000円

総 会 議 事 次 第

司会：東部支部事務局

1. 開会の挨拶 司会者より

2. 支部長挨拶

3. ご来賓紹介 司会者より

4. 議長選出 司会者

5. 定足数の確認 議長

6. 議事録署名人2名選出 議長

7. 議案審議 議長

第1号議案	2023年度事業報告承認の件
第2号議案	2023年度収支決算報告承認の件
第3号議案	2024年度事業計画（案）に関する件
第4号議案	2024年度収支予算計画（案）に関する件
第5号議案	役員(案)について

8. その他

9. ご祝辞 御殿場市長 勝又 正美 様

衆議院議員 細野 豪志 様

同 勝俣 孝明 様

10. 閉会

2024 年度静岡県防衛協会東部支部
第 18 回定期総会

懇親会

懇親会次第

- | | |
|------------|---|
| 1. 開会の挨拶 | 司会者より |
| 2. 歓迎の挨拶 | 東部支部長  |
| 3. 来賓紹介 | 司会者より |
| 4. 来賓挨拶 | 衆議院議員 渡辺 周 様
参議院議員 若林 洋平 様 |
| 5. 自衛隊代表挨拶 | 第 3 4 普通科連隊長 兼 板妻駐屯地司令
1 等陸佐 兜 智之 様 |
| 6. 乾杯のご発声 | 機甲教導連隊長兼駒門駐屯地司令
1 等陸佐 岩男 保博 様 |
| 7. 歓談 | |
| 8. 中締め | 東部支部御殿場地区会長  |
-

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 勝俣 昇)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読（静岡新聞・岳麓新聞）		
年 月 日	令和6年4月26日～	年 月 日	金 額 3,937円

目 的	県政、社会情勢等の情報収集
使 途	令和6年4月分購読料
政務活動・ 県政との 関 連 性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考とする為

《領収書貼付枠》

≡

4

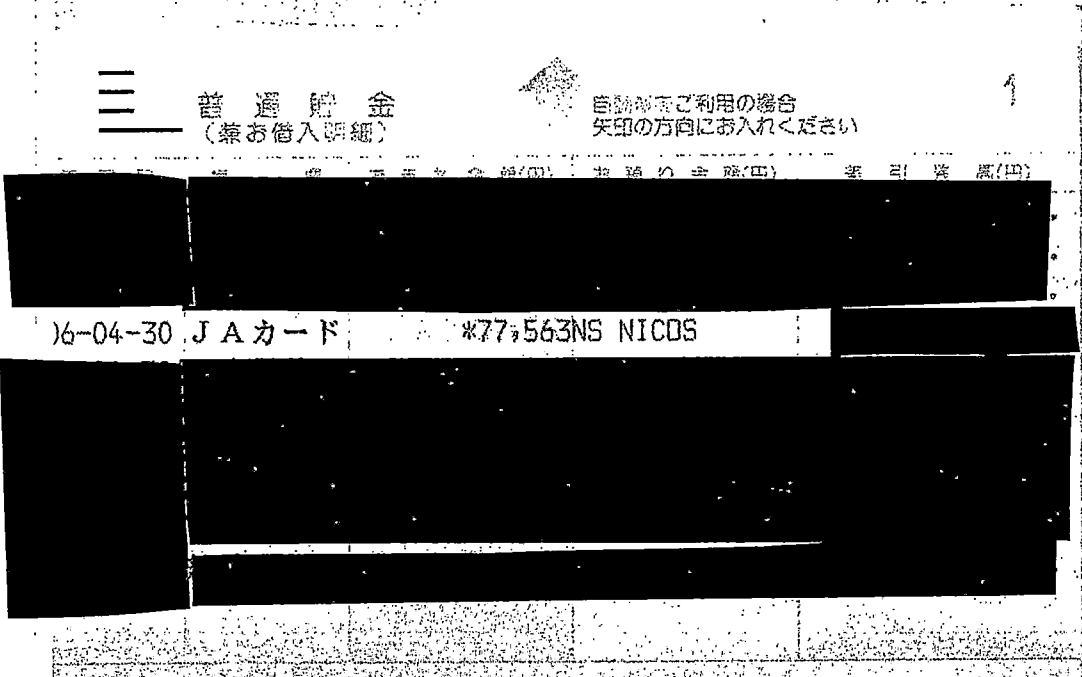
年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差引金額	備 考
06-04-26	BF				254
	BA				
	BF				
	BF				
	FF				
	BF				
06-04-26	BF	*3,937	カヌマランフンテン		

按分の理由 全て政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,937円	100%	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 勝俣 昇)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>車務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話料 (2月請求分)		
年 月 日	令和6年4月30日～	年 月 日	金 額
			3,555 3,617 円

目 的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関 連 性	—
《領収書貼付枠》	
	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用・後援会と按分	14,218 14,468円	1/4	3,555
		%	3,617円

クレジットカードご利用代金請求書 (兼利用明細書)

いつもクレジットカードをご利用いただき
誠にありがとうございます。

作成日 2024年 4月18日

1-14-4-17

2024年ショッピング
ご利用累計額 (円)

※累計期間2月~1月

[ご注意]本書面はご利用代金請求書の写しとなりますので、ポイント数、満点数等が表示されていてもご利用になれません。

勝俣 昇 様

お問い合わせ・ご連絡先 カードをお手元にご用意の上、お問い合わせください。

年中無休・24時間受付音声応答サービス
お問い合わせは自動音声応答サービスにて承ります。

NICOSコールセンター 0570-025-405

カードの盗難・紛失について (年中無休)
お問い合わせはオペレーターにて承ります。

NICOS盗難紛失受付センター 0120-15-9674

お知らせ

オンラインショッピングご利用時のご本人認証として、
ワンタイムパスワード認証がご利用いただけるようになりました。
ご利用の際は、お手数をおかけいたしますが
Web会員サービスのNet Branchから「お届け内容の変更」→「本人認証サービスのご登録・変更」
画面にて「通知先の登録・変更」をお願いいたします。

三菱UFJニコス株式会社

関東財務局長(14)第00115号

〒113-8411

東京都文京区本郷3丁目38-5

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることが
できる場合があります。

ご利用カード

カード番号

お客様の個人情報保護のため、カード番号とご指定引落口座番号を一部非表示としております。

お支払月分 2024年 4月分

お支払金額 77,563 円

お支払日(引落日) 4月30日(火)

お支払日(引落日)の前日(金融機関営業日)までに、**ご指定引落口座**に
ご入金いただきますようお願い申し上げます。

ご利用
可能枠

カードご利用合計
万円

(内 割賦枠)
万円

(内 キャッシング)
万円

ご指定
引落口座

カマタ ノボル 様

※弊社クレジットで同一口座のお引き落としがある場合、合算された金額で
お引き落としとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ご利用可能枠は家族カードも含めた合計のご利用可能枠です。

※割賦枠は「ショッピングのリボ払い・分割払い・ボーナス払い・2回払い・据置払い」のご利用可能枠です。

<わいわいプレゼント>2024年P応募期限は2月末

◆◆前年度ショッピングご利用累計額◆◆

円
円
円

お客さま情報

勝俣 昇 様

作成日

2024年 4月18日

1-14-4-14

■ご利用明細

ご利用日	ご利用先など	商品内容など	ご利用金額	手数料/利息 (総額)	支払回数	何回目	今月のお支払金額	備考	ポイント対象
20240315	ソフトバンクM (02カブ)		2,559.0		1	1	2,559.0		
</									

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

請求先名 : 勝 俣 昇 様

発行日 2024年 3月 11日
ソフトバンク株式会社（ソフトバンク）
登録番号：T9010401052465

請求先番号:

Billing number

1-14-4-14

請求月 : 2024年2月分(2024年2月1日～2024年2月29日ご利用分)

Month of Issue

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
	利用料 SoftBank光/SoftBankAir	4,880	10%
	計	4,880	
	* * ご契約期間 2年 8ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (音声) [2月 1日 ~ 2月 29日]	980	10%
	通話料 基本プラン (音声)	1,680	10%
	月額料 定額オプション+	800	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-520	10%
	定額料 データプランメリハリ無制限	5,600	10%
	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
	割引 3GB以下割引	-1,500	10%
	割引 新みんな家族割	-600	10%
	通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 5,645,337Pkt	0	10%
	(通信量合計 5,645,337Pkt [0.68GB])		
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	月額料 あんしん保証パックプラス	650	10%
	月額料 スマートフォンセキュリティパック	500	10%
	その他 コンバーサルサービス料	2	10%
	計	6,592	
	* * ご契約期間 13年 5ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (音声) [2月 1日 ~ 2月 29日]	980	10%
	通話料 基本プラン (音声)	11,300	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-11,220	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分 (SMS)	-3	10%
	定額料 データプランメリハリ無制限	5,600	10%
	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
	割引 新みんな家族割	-600	10%
	通信料 S!メール (MMS) @0円 145,412Pkt	0	10%
	通信料 S!メール (MMS) (無料分) @0円 7,0Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 @0円 29,462Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 6,592,722.8Pkt	0	10%
	(通信量合計 6,610,217.2Pkt [7.88GB])		
	通信料 メール (SMS)	3	10%
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	93	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	月額料 あんしん保証パックプラス	X 650	10%
	月額料 スマートフォンセキュリティパック	X 500	10%
	代付分 ソフトバンク・ワイモバイルまとめて支払い (Go-gi.co Pay) ご利用分	X 250	対象外
	付属品 分割支払金/賦払金	X 606	対象外
	その他 コンバーサルサービス料	2	10%
	計	8,961	
	* * ご契約開始年月		
	端末代 分割支払金/賦払金	1,200	対象外
	計	1,200	
	小計	21,633	
	課税対象額 計	19,577	
	課税対象10%	19,577	
	消費税等 計	1,957	
	消費税等10%	1,957	
	課税対象外 計	2,056	
	ご請求金額	23,590	
	23,590 - (6,592 × 1.10) = 16,339		
	16,339 - (650 + 500) × 1.1 = 15,074		
	15,074 - 606 = 14,468 - 250 = 14,218		

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、（一社）電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/>

(1 / 1 頁)

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は11税率を適用しています。

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 勝俣 昇)

按分の理由 全て政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,950円	100%	4,950円

勝俣 昇 様

下記の通り納品致します。

¥4,950

イマジン出版株式会社

代表取締役 片岡幸三

〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8

登録番号 T3010001000788

TEL 03-3942-2520 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2024年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合 計	10%対象金額 4,500	10%消費税額 450 税込金額 4,950

勝俣 昇 様

下記の通り御請求申し上げます。

¥4,950

イマジン出版株式会社

代表取締役 片岡幸三

〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8

登録番号 T3010001000788

TEL 03-3942-2520 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2024年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合 計	10%対象金額 4,500	10%消費税額 450 税込金額 4,950

振込口座 ミズホ銀行エドガワパン(フ)1327831イマジンシユツパン(カ)

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 勝俣 昇)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料4月分		
年 月 日	令和6年4月30日～	年 月 日	金 額 1, 8 8 7 円

目 的	国の動向等調査
使 途	公明新聞の購読料
政務活動・ 県政との 関 連 性	自公連立の立場をとる公明党の福祉施策などを調査研究

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領 収 証

勝俣 昇 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2024 年 4 月 分 (4/01～4/30) 領収日 4月30日

領 収 金 額 ¥1, 8 8 7

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1, 8 8 7	1	1, 8 8 7

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1, 8 8 7	1	1, 8 8 7

(10%対象 消費税込 0円)
(8%対象 消費税込 1,887円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 丹野 真一
登録番号:T1810806345720
住 所 御殿場市駒門 8 5 - 2 2
TEL 0550-78-6703 FAX 0550-78-6713
お申込No.

公明新聞

按分の理由 全て政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1, 8 8 7 円	100%	1, 8 8 7 円

支出証拠書（自動車燃料代）

【 4 月分】

（会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 勝俣 昇 ）

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積 算 方 法 ※	充当額 (円)
事 務 費	1, 4 4 1	18円×1, 4 4 1 km / km	25, 9 3 8円

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

- ・ 積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
- ・ 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った（充当した）ことを証明します。 議員氏名 勝俣 昇

《領収書貼付枠》

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	円	／ %	円

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
4. 2	県庁にて調査	自宅～県庁 (往復)	172
4. 3	県政報告書配り (小山町巡回)	自宅～小山町巡回～自宅	28
4. 4	県庁にて調査	自宅～県庁 (往復)	172
4・4	鮎沢川・酒匂川領域を語る会での意見交換	自宅～富士霊園 (往復)	8
4・5	御殿場市副市長との意見交換	自宅～御殿場市役所 (往復)	14
4. 8	県庁にて調査	自宅～県庁 (往復)	172
4・9	特別支援学校小山分校開校式での意見交換	自宅～小山高校 (往復)	14
4・11	県庁にて調査	自宅～県庁 (往復)	172
4. 13	印野地区春祭りでの意見交換及び保育の会総会での意見交換	自宅～御殿場市民会館～印野丸尾 広場～自宅	32
4. 15	倫理法人会講演会での意見交換	自宅～ホテル御殿場館 (往復)	15
4. 16	御殿場市スポーツタウン協議会での意見交換	自宅～御殿場市役所 (往復)	14
4. 18	県庁にて調査	自宅～県庁 (往復)	172
4. 19	県庁にて調査及び静岡県土地家屋調査士沼津支部総会での意見交換	自宅～県庁～沼津リバーサイド ホテル～自宅	183
4. 20	駒門駐屯地意見式典での意見交換及びボーイス カウト総会での意見交換	自宅～駒門駐屯地～自宅～御殿 場市民会館～自宅	38
4. 22	県庁にて調査	自宅～県庁 (往復)	172
4. 23	行政書士会総会時の意見交換	自宅～食事処ふくふく (往復)	11
4. 24	御殿場市の地域課題について協議	自宅～御殿場市役所 (往復)	14
4. 25	小山町シニアクラブ総会時での意見交換	自宅～小山町総合文化会館 (往 復)	8
4. 26	静岡県防衛協会東部支部総会時の意見交換 見学会	自宅～時之栖 (往復)	30
合 計			1,441

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・勝俣 昇)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <u>人件費</u>		
内 容	事務員雇用 4月分		
年 月 日	令和6年4月1日 ~ AP 6年4月30日	金 額	20,790円

目 的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関 連 性	—
《領収書貼付枠》	

案分の理由 後援会との案分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	41,580円	1 / 2	20,790円
		%	

給与支払い明細

令和6年4月分

氏名	給与	手当			支払額合計	控除			差引控除額
		通勤手当	残業手当	手当計		社保		控除計	
	41,580				41,580				41,580

$42\text{時間} \times 990\text{円/ha} = 41,580\text{円}$

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・勝俣 昇)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁での調査		
年 月 日	令和6年4月22日～	年 月 日	金 額 4,320円

目 的	事務処理
使 途	交通費 (高速代)
政務活動・ 県政との 関 連 性	調査により県政への反映を図る為。
≪領収書貼付≫	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 新御殿場 料金所(至) 新静岡 24年 4月22日 12時28分 通行料金 ￥2,160- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A20404-225008-120720 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新御殿場 24年 4月22日 16時51分 通行料金 ￥2,160- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A20404-225019-266520 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

案分の理由 全て政務活動	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,320円	100%	4,320円

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・勝俣 昇)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内 容	倫理法人会会費(令和6年4月分)		
年 月 日	令和6年4月23日～令和 年 月 日	金 額	10,000円

会の趣旨・目的	実行により直ちに正しさが証明できる純粋倫理を基底に経営者の自己改革をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを拡げ、共尊共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。
会の活動内容等	・倫理経営の普及 ・倫理経営にもとづいた各種セミナー、後援会などの開催 ・富士高原研修所での各種セミナーの受講推進 ・その他目的を達成するために必要な行動
政務活動・県政との関連性	倫理を基底として経営者のネットワークを拡げることが地域社会の発展には重要であり、県政における重要な課題でもある。

≪領収書

 普通貯金 (兼お借入明細)	 自動機をご利用の場合 矢印の方向にお入れください	10
年 月 日 振 込 金 額(円) 振 込 の 会 社(円) 振 込 種 別(円)		
06-04-23 口座振替 ※10,000SMBC(リフィアウツカ)		

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他(倫理法人会の規定集)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する団体会費のため全額充当	10,000円	/	
		100%	10,000円

倫理法人会規程

(総 則)

- 第 1 条 本規程は、一般社団法人倫理研究所（以下「当所」と称す）の定款にもとづき、倫理法人会（以下「本会」と称す）の組織・運営などに関する事項を定める。
- 第 2 条 本規程の改廃は、当所常任理事会の議決による。

(目 的)

- 第 3 条 実行によって直ちに正しさが証明できる純粋倫理を基底に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを拡張、共尊共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。

(活 動)

- 第 4 条 前条の目的を達成するため、以下の活動を行なう。
1. 倫理経営の普及
 2. 倫理経営にもとづいた各種セミナー、講演会などの開催
 3. 富士高原研修所での各種セミナーの受講推進
 4. その他目的を達成するために必要な活動

(会 員)

- 第 5 条 構成員は次に定めるものとする。
- (1) 当所正会員で本会に登録した者
 - (2) 当所一般会員で本会に登録した者
2. 目的・活動に賛同し、申込書と会費を添えて提出し、理事会の承認を得たものとする。
- 第 6 条 会費は次のとおりとする。月額1口 1万円（何口でも可）。
- 第 7 条 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。
- 第 8 条 会員は次の場合、退会とする。
1. 会員からの申し出による時
 2. 会員である法人が解散したとき
 3. 除名されたとき
 4. 第6条に定める会費の納入を3ヵ月以上履行せず、一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しない会員は、その期日の翌日から会員である資格を失い、退会したものとみなす。
- 第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の議決によって、理事長がこれを除名することができる。
1. 定款その他の規則に違反したとき
 2. 当所や本会の名誉を傷つけ、または目的に違反する行為をしたとき
 3. その他除名すべき正当な事由があるとき

第 10 条 会員間の金銭の貸借および商取引などのトラブル、民事事件や刑事事件などについては、当所および本会は一切責任を負わないものとする。

(組 織)

第 11 条 都道府県ごとに組織し、名称は都道府県名を冠した倫理法人会とし、理事長の認可を要する。

1. 会長以下必要な役職者（規程第14条）を置く。
2. 都道府県倫理法人会の会長が当該倫理法人会を代表する、正会員となる。
3. 都道府県に下部組織として（原則として行政区毎に）複数の倫理法人会を置くことができ、当該地域名を冠した倫理法人会を単位倫理法人会と総称する。
4. 1千社を越える都道府県は地区を組織できる。地区は、原則として5単位倫理法人会をもって組織するが、地域事情を考慮して3単位倫理法人会でも可とする。

第 12 条 下部組織である単位倫理法人会には正倫理法人会および、準倫理法人会があり、設置の基準は次のとおりとし、理事長の認可を要する。

1. 正倫理法人会の設立は100社以上とする。
2. 準倫理法人会の開設は50社以上とする。ただし、開設後2年以内に正倫理法人会として設立するものとする。
3. 会長以下必要な役職者（規程第15条）を置く。

第 13 条 前条の認可基準に満たない場合など、既設単位倫理法人会の存続が危ぶまれる場合は、当所内において、過去の経緯および現状を考慮して慎重に審査し、都道府県倫理法人会と協議の上、適否を決定し、担当常任理事の許可のもとで、以下の処置を行なう。

1. 正倫理法人会の場合
準倫理法人会への降格、または統合、あるいは廃止とする。
2. 準倫理法人会の場合
統合、あるいは廃止とする。
3. 解散処置
「倫理法人会憲章」の精神に背き、当所の方針に反した運営あるいは活動を行ない、倫理運動に不利益を与えた場合は、解散の処置をとる。

(役 職)

第 14 条 都道府県倫理法人会には、以下の役職者を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 5百社未満の場合は1名、1千社未満の場合は2名以内、1千社以上は3名以内を必要に応じて置くことができる。
3. 幹 事 長 1名
4. 副幹事長 原則1名とし、1千社以上は3名以内、3千社以上は5名以内を必要に応じて置くことができる。
5. 事 務 長 1名
6. 副事務長 原則1名とし、3千社以上は2名以内を必要に応じて置くことができる。

7. 監 査 1～2名
 8. 地 区 長 各地区1名
 9. 副地区長 各地区1名に限り置くことができる。
 10. 各委員長 1名
 11. 各副委員長 1名に限り置くことができる。
 12. 相 談 役 必要に応じて元会長より複数名置くことができる。
 13. 顧 問 必要に応じて3名以内置くことができる。
- 第 15 条 単位倫理法人会には、以下の役職者を置く。
1. 会 長 1名
 2. 副 会 長 2名以内
 3. 専任幹事 1名
 4. 副専任幹事 1名に限り置くことができる。
 5. 事 務 長 1名
 6. 副事務長 1名に限り置くことができる。
 7. 監 査 1～2名
 8. 幹 事 10名以上を原則とする。
 9. 相 談 役 必要に応じて元会長より3名以内置くことができる。
 10. 顧 問 3名以内置くことができる。所属の重複を妨げない。
- 第 16 条 任期は1年とし、留任は妨げない。ただし、会長が留任する場合は原則として3年を限度とする。
- 第 17 条 原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。
- 第 18 条 家庭倫理の会の全役職との兼務はできない。
- 第 19 条 以下の項目に該当した場合、役職を取り消す。
1. 当所の名誉を傷つけた場合
 2. 運営・活動を妨げた場合
- (運 営)
- 第 20 条 担当研究員の指導のもとに運営を推進する。
- 第 21 条 必要に応じて、役員会、企画会、委員会などの会議を開催する。
- 第 22 条 活動資金は、助成金、活動による果実、寄付金などによってまかなう。
- 第 23 条 年度終了後速やかに会員に対して事業報告、会計報告を行なう。
- 第 24 条 出張旅費および慶弔などに関する費用は、各会が実情に応じて「内規」などを定めて処理することとする。
- (補 則)
- 第 25 条 諸活動などでの、特定の商品の意図的宣伝などを含む一切の商取引を禁じる。また、会員のネットワークを通じての物品販売などの商行為、宗教・政治活動の勧誘および普及活動の妨げとなる活動も同様とする。
- 第 26 条 公職選挙に立候補する場合は下記の点に留意する。
1. 役職者で選挙に立候補する者は、公職選挙の公示日より投票日まで辞令を発行者預かりとする。

2. 当所の組織を通して特定の候補者の選挙応援をしてはならない。ただし、個人的に応援することは差し支えない。
3. 立候補者は「経営者モーニングセミナー」や各種セミナー・講演会など当所の諸会合において、選挙運動をしてはならない。

附 則

(改 廃)

- 1 本規程の改廃は、常任理事会の議決によって行なう。

(実施日)

- 2 本規程は、令和5年9月1日より実施する。

(廃 止)

- 3 本規程の実施と同時に、これと異なる規程はすべて廃止する。

[沿 革]

- | | | |
|-----|-------------|------|
| 制 定 | 平成25年 9月 2日 | |
| 改 正 | 平成28年11月22日 | 一部改訂 |
| | 令和 3年 3月27日 | 一部改訂 |
| | 令和 5年 6月28日 | 一部改訂 |